

# 岩手県林地開発審査基準

〔 令和 5 年 3 月 31 日 森保第 1458 号 〕

この審査基準は、開発行為の許可にあたって確認等が必要な一般的事項及び技術的な細部事項又は適用の考え方を定めたものである。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 の林地開発行為の許可に係る審査基準は、法、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）、森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和 37 年農林省告示第 851 号）、森林法施行細則（昭和 53 年岩手県規則第 73 号）、岩手県林地開発許可制度実施要綱（平成 10 年 2 月 24 日森保第 1411 号）別記 1 林地開発許可申請書類作成基準、別記 2 林地開発許可技術基準によるほか、次の要件を満たすものであること。

なお、地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域内に存する森林における開発行為は、法第 10 条の 2 第 2 項各号のいずれかに該当する場合は多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うこと。

## 第 1 一般的事項

申請の手続きについて、申請書及び添付書類の内容が次の事項の要件に適合していること。

### 1 開発計画の具体性

開発行為に関する計画内容の具体性について、次のとおり確認するものとする。

- (1) 設計方針及び設計図書の工種、工法、規模、数量等が適正であること。
- (2) 数量等の根拠データが審査項目に適合していること。
- (3) 具体的な施行工程が立てられていること。
- (4) 許可後は、遅滞なく許可申請書に基づき事業が実施されると認められ、また、完了後においても許可申請書に基づく土地利用が行われること。
- (5) 申請書に必要な添付図面は、次のとおりとする。

#### ア 位置図

開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺 5 万分の 1 以上の地形図とする。

イ 区域図

区域図は、①開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の土地の区域、②それらの区域を明示するために必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに③それらの区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。

(6) 計画書の内容は、次のとおりとする。

ア 開発行為に係る事業又は施設の名称

イ 開発行為をしようとする森林の面積

ウ 現況図（地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）

エ 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）

オ 利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）

カ 法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量

キ 防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）

ク 建築物等の概要図

ケ 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）

コ 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法

サ 開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）

シ 開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画の概要

ス 防災施設の維持管理方法（開発完了後の維持管理方法についても記載すること。）

セ その他参考となる事項

## 2 土地の権利者の同意

事業区域内の土地について、権利を有する者の同意書又は契約書を得ているか次のとおり確認するものとする。

### (1) 土地を使用する権利等

所有権、地上権、地役権、賃借権、土地使用承諾、土地使用賃借契約等については不動産登記簿、公正証書、契約書等により確認すること。

(2) 所有権には、次のような他人の土地を使用する権利が設定されていることがあるので確認すること。

ア 用益物権(一定の目的のために使用するための権利)

地上権、地役権、永小作権、賃借権、採石権、鉱業権等

イ 担保物権(債権を保全するための権利)

抵当権、根抵当権、留置権、質権、先取特権等

## 3 他法令等による許認可等

開発行為又は開発行為に係る事業の実施について、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているか又は当該申請に係る申請の状況を確認するものとする。

### (1) 関係法令

環境影響評価法、国土利用計画法、土壌汚染対策法、自然公園法、自然環境保全法、岩手県自然環境条例、鳥獣保護管理法、県立自然公園条例、文化財保護法、都市計画法、宅地造成等規制法、農業振興地域の整備に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、採石法、砂利採取法、鉱業法、河川法、道路法、農地法、国有財産法等及び地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続きの状況等

### (2) 確認方法

具体的な確認は、次により行うものとする。

ア 許認可等を受けている場合

許認可書等の写しが添付されていること。

イ 許認可書等の申請書が提出されている場合

(ア) 許認可申請書等の写しが添付されていること。

(イ) 許認可等を行う行政機関名、当該申請書の収受年月日及び手続状況が明らかであること。

ウ 許認可書等の申請書が未提出の場合

(ア) 許認可申請等を行う行政機関名及び経由機関名を明らかにすること。

(イ) 当該申請書の提出予定年月日及び関係行政機関との及び打合せ経緯を明らかにすること。

#### 4 資力及び信用

申請者が開発行為を行うために必要な資力及び信用について、次のとおり確認するものとする。

(1) 資金計画書

(2) 資金の調達について証する書類

自己資金は、預金残高証明書、借入金は融資証明書等、開発事業の資金調達方式が、会員権・販売収入又はプロジェクトファイナンス方式（事業の生み出す収益等を唯一の借入金返済原資とする資金調達方式）等によるもの場合は、特に防災施設工事に係る資金の調達の確実性を確認するとともに、資金収支計画書又は事業関係者間の関係等（資本系列、取引対象）を確認できる資料を資金の調達方法に応じて添付すること。

(3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料

(4) 納税証明書

(5) 事業経歴書

(6) 法人の場合は、法人登記事項証明書及び定款

(7) 法人以外の場合は、住民票、代表者の氏名並びに規約等当該団体の組織及び運営に関する定めを確認できる資料

(8) 申請者が未成年、成年被後見人、被補佐人等の場合には、原則として法定代理人等の意見

(9) 防災措置を講ずるために必要な能力を証する書類

林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち、防災施設の設置に関わる者に関する以下の書類を確認すること。

ア 建設業法許可書（土木工事業）

イ 事業経歴書

ウ 預金残高証明書

エ 納税証明書

オ 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員、技術者名等）

カ 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対状況を含む。）

- 5 申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等、上記(9)の書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについての確約書を提出させ、許可条件に付す等の方法により確認すること。
- 6 上記1～5に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて岩手県知事が必要と認める書類を添付するものとする。

## 第2 技術的基準（法第10条の2第2項各号関係）

（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）

### 1 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係）

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

#### 【切土、盛土、捨土関係】

(1) 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

なお、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とする。

(2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものこと及び捨土が適切な箇所で行われること並びに、切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

ア 工法等は次によるものであること。

(ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

(イ) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。

(ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

(エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ 切土は次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。

(イ) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートルないし10メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置

する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(ウ) 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合したものであること。

(イ) 一層の仕上がり厚は30センチメートル以下とし、その層ごとに締固めが行われること。

(ウ) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(エ) 盛土が、すべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

エ 捨土は、次によるものであること。

(ア) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

(イ) 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれのないものであること。

#### 【擁壁、法面関係】

(3) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が、(2)によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面の勾配が30度(約1.7割)より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (ア) 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。
- (イ) 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において(ア)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(ア)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表1

土質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する 勾配の上限
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

- イ 盛土により生ずる法面の勾配が30度(約1.7割)より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合。
- ウ 擁壁の構造は、次によるものであること。
- (ア) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。
- (イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- (ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- (エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- (オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。
- (4) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が、雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられていること。
- なお、法面保護は、次により行われるものであること。
- ア 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合



には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。

工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。

この場合における擁壁の構造は(3)ウによるものであること。

#### 【えん堤関係】

(5) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、えん堤等の設置は、次により行われるものであること。

ア えん堤等の容量は、次の(イ)及び(イ)により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

(イ) 貯砂能力は、表2による流出土砂量を見込んだ量とすること。

表2 流出土砂量

区分	地表の状況	1 ha 当り流出土砂量(m <sup>3</sup> /年)
流出 多	全面的に侵食のおそれがある場合	600
〃 中	多でも少でもない場合	400
〃 少	特に目立った表面侵食のおそれがない場合	200
皆伐地帯・草地等		15
択伐地		2
普通の林地		1

(イ) 工事完了後の流出土砂量については、人家その他公共施設の近くについては5年間以上、その他の地区については、3年間以上の期間により想定された流出土砂量とし、流出土砂量以上の貯砂能力とすること。

イ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ えん堤等の構造は、林野庁長官が別に定める「治山技術基準」によるものであること。

エ 「災害が発生するおそれがある区域」については、表3に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の(イ) (イ)を目安に現地の荒廃状況に応じて判断すること。

なお、表3に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

- (ア) 山腹崩壊や急傾斜地等の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。
- (イ) 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表3

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

オ  なだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

カ  上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について計画書に必要な事項を記載すること。

**【排水施設関係】**

(6)  雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

  なお、排水施設の能力及び構造は、次によるものであること。

ア  排水施設の断面は、次によるものであること。

(ア)  安全率は1.2倍以上とするが、周囲の状況から林道施設等に影響が及ぶおそれのある場合の排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように表4に示す安全率の余裕をみて定められていること。

表 4 安全率

工種	安全率	備考
管渠	3.0～	流木除け又は土砂止め施設を設ける場合は 2.0～
開渠	1.2～	

(イ) 排水施設計画に用いる雨水流出量

(原則として次の合理式により算出されていること。)

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

<p>Q = 流出量 (m<sup>3</sup>/sec)</p> <p>f = 流出係数</p> <p>r = 降雨強度 (mm/hour)</p> <p>A = 集水面積 (ha)</p>
---

(ウ) 流出係数は表 5 を参考として定められていること。

面積加重平均したものを採用すること。

表 5

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
	(山岳地)	(丘陵地)	(平坦地)
林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9
太陽光パネル設置箇所	1.0	0.9～1.0	0.9

(エ) 降雨強度は、表 6 の単位時間内の 10 年確率で想定される強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 15 条第 1 項第 4 号のロ又は土砂災害防止法第 8 条第 1 項 4 号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30 年確率で想定される雨量強度を用いること。

表 6

集水区域面積	単位時間
50ha 以下	10 分
100ha 以下	20 分
500ha 以下	30 分

(オ) 本県の降雨強度式は表7のとおりとする。

表7 降雨強度式

降雨強度式は、「岩手県雨量統計解析報告書」より求めるものとする。

区域※	確率年	降雨強度式(Cleveland式)	標準流達時間(分)当たり 降雨強度(mm/h)		
			10分	20分	30分
盛岡	10	$480.02 \times (t^{0.58} + 0.934)$	101.4	72.5	59.1
	20	$478.02 \times (t^{0.55} + 0.617)$	114.8	82.3	67.2
	30	$494.90 \times (t^{0.54} + 0.586)$	122.1	87.9	72.1
	50	$522.10 \times (t^{0.53} + 0.598)$	131.0	95.1	78.4
	100	$505.25 \times (t^{0.50} + 0.365)$	143.3	104.5	86.5
宮古	10	$438.64 \times (t^{0.50} + 1.076)$	103.5	79.1	66.9
	20	$474.59 \times (t^{0.49} + 0.867)$	119.9	91.1	77.0
	30	$509.85 \times (t^{0.49} + 0.854)$	129.3	98.2	82.9
	50	$520.82 \times (t^{0.48} + 0.667)$	141.3	106.7	90.1
	100	$576.31 \times (t^{0.48} + 0.648)$	157.1	118.6	100.0
大船渡	10	$546.63 \times (t^{0.55} + 1.389)$	110.7	83.0	69.4
	20	$610.36 \times (t^{0.55} + 1.257)$	127.0	94.6	78.8
	30	$686.02 \times (t^{0.56} + 1.411)$	136.1	101.4	84.4
	50	$733.46 \times (t^{0.56} + 1.331)$	147.8	109.7	91.1
	100	$799.94 \times (t^{0.56} + 1.259)$	163.6	121.0	100.3
一関	10	$730.13 \times (t^{0.66} + 2.509)$	103.1	75.0	61.1
	20	$655.34 \times (t^{0.62} + 1.326)$	119.3	84.7	68.5
	30	$659.48 \times (t^{0.61} + 1.073)$	128.1	90.5	73.0
	50	$596.31 \times (t^{0.58} + 0.459)$	139.9	97.1	78.0
	100	$549.95 \times (t^{0.55} - 0.015)$	155.6	106.2	84.9
二戸	10	$690.88 \times (t^{0.65} + 3.306)$	88.9	67.0	55.6
	20	$606.65 \times (t^{0.60} + 1.898)$	103.2	76.5	63.2
	30	$555.80 \times (t^{0.57} + 1.264)$	111.6	82.0	67.7
	50	$485.69 \times (t^{0.53} + 0.573)$	122.6	88.9	73.2
	100	$361.15 \times (t^{0.46} - 0.275)$	138.4	97.8	80.2
久慈	10	$865.22 \times (t^{0.61} + 5.852)$	87.2	71.7	62.6
	20	$1,059.20 \times (t^{0.60} + 6.793)$	98.3	82.6	73.1
	30	$1,308.22 \times (t^{0.61} + 8.473)$	104.3	89.1	79.6
	50	$1,777.11 \times (t^{0.63} + 11.672)$	111.5	97.3	88.0
	100	$3,474.05 \times (t^{0.70} + 23.878)$	120.3	108.5	100.1

遠野	10	1,129.18 / (t <sup>0.73</sup> + 7.390)	88.5	69.3	58.3
	20	1,553.94 / (t <sup>0.76</sup> + 10.221)	97.3	77.8	66.2
	30	1,881.50 / (t <sup>0.78</sup> + 12.419)	102.0	82.6	70.7
	50	2,311.07 / (t <sup>0.80</sup> + 15.090)	108.0	88.6	76.3
	100	3,073.32 / (t <sup>0.83</sup> + 19.822)	115.6	96.5	83.9
千厩	10	1,634.82 / (t <sup>0.81</sup> + 10.804)	94.7	73.9	61.6
	20	2,167.82 / (t <sup>0.84</sup> + 13.224)	107.6	84.7	70.8
	30	2,440.74 / (t <sup>0.85</sup> + 14.135)	115.1	90.7	75.9
	50	2,771.77 / (t <sup>0.86</sup> + 15.012)	124.5	98.4	82.4
	100	3,204.22 / (t <sup>0.87</sup> + 15.918)	137.3	108.7	91.0

- (カ) 雨水のほか、土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いっ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより大きく定められていること。
- (キ) 洪水調整池の下流に位置する排水施設については、洪水調整池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。
- (ク) 流速は、原則として次のマンニング式により求めるものとし、粗度係数は表8を参考とする。

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad Q = A \cdot V$$

V = 流速(m/sec)                      Q = 流量(m<sup>3</sup>/sec)

n = 粗度係数                              A = 流水断面積(m<sup>2</sup>)

$$R = \text{径深(m)} \frac{A}{P} = \quad V = \text{流速(m/sec)}$$

I = 水路勾配(%)

表8 粗度係数

排水施設の種類		粗度係数 n	
素掘り	土	0.020~0.025	
	砂礫	0.025~0.040	
	岩盤	0.025~0.035	
現場施行	セメントモルタル	0.011~0.013	
	コンクリート	0.013~0.018	
	粗石	練積	0.015~0.030
		空積	0.013~0.035
工場製品	遠心力鉄筋コンクリート管	0.011~0.014	
	コンクリート管	0.012~0.016	
	コルゲートパイプ	0.016~0.025	

イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。

- (ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- (イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。
- (ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が講ぜられていること。
- (エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設まで導くよう計画し、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

#### 【洪水調節池関係（1）】

- (7) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

ア 森林地域において開発が行われると流出係数の増加及び排水施設の整備により雨水の流下集中が早くなるため、洪水到達時間が短縮されることにより、洪水時のピーク流量が増大することが想定される。

このため、下流の既設の排水施設や河川等の流下能力を高める必要があるが、やむを得ない事情により改修等ができない場合には、洪水調節池を設置するものとする。

イ 洪水調節池等の設置は、次によるものであること。

- (ア) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される降雨強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。ただし、河川管理者から50年確率で想定される降雨強度に対応する洪水調節池の設置を求められる場合には、雨量強度を50年確率とする。その他、特に指示があった場合はその指示に従うこと。

また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

洪水調整池の調節容量には必要な堆砂量を見込むこととし、設計堆砂量は(5)えん堤等による。

- (イ) ピーク流量の算出はラショナル式とすること。

- (ウ) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上であること。
- (エ) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合には、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。
- (オ) 洪水調整池等を設置し、既設の排水施設又は河川等に排水する場合は、あらかじめその管理者と十分連絡調整の上、河川管理者の同意書を添付すること。
- (カ) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調整池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調整池の設置に代えることができる。
- (キ) 洪水調節池の構造等については、「防災調節池等技術基準(案)」（(社)日本河川協会）等を参考とする。
- (ク) 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する降雨強度については、(6)の表7、(7)(ア)及び(ウ)による。

#### 【仮設防災池の設置等】

- (8) 開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

#### 【防災施設の維持管理】

- (9) 開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

#### 【その他の災害の防止】

- (10) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 2 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係）

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

### 【洪水調節池関係（2）】

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

ア 洪水調節池等の設置は、次によるものであること。

- (7) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、河川管理者から50年確率で想定される雨量強度に対応する洪水調節池の設置を求められる場合には、雨量強度を50年確率とする。その他、特に指示があった場合は、その指示に従うこと。

また、流域の地形、土地利用の状況に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には1の(7)のイの(7)によるものであること。

※ 「開発行為によりピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち、当該開発に伴うピーク流量の増加率が1%以上増加する範囲とし、「ピーク流量を安全に流下できない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率で想定される雨量郷土におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

- (イ) 余水吐の能力は、1の(7)のイの(ウ)によるものであること。  
(ウ) 洪水調節の方式は、1の(7)のイの(カ)によるものであること。  
(エ) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調整池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理



者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調整池の設置に代えることができる。

- (ウ) 第2の1の規定に基づく洪水調整池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術細則を満たすよう設置すること。
- (カ) 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については(ア)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。
- (キ) 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- (ク) 開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

### 3 水の確保（法第10条の2第2項第2号関係）

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が講ぜられることが明らかであること。

なお、導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

- (2) 周辺における水利用の実態からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

#### 4 環境の保全（法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号関係）

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(1) 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。

ア 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表 9 の残置森林率又は森林率によるものとする。

また、残置森林等は、表 9 の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表 9 に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然条件等に応じ、表 9 に準じて適切に措置されていること。

表 9

開発行為の目的	残置森林率又は森林率	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその 30 パーセント以内とする。</li> </ol>
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以内とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>

ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント以上（残置森林率はおおむね 40 パーセント以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林幅は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。</li> <li>2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林幅はおおむね 20 メートル以上）を配置する。</li> </ol>
宿泊施設、レジヤ施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント以上（残置森林率はおおむね 40 パーセント以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以内とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>3 レジヤ施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以内とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
工場、事業場の設置（太陽光発電設備の設置）	森林率はおおむね 25 パーセント（残置森林率はおおむね 15 パーセント）以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれ</li> </ol>

		を複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上（緑地を含む）とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以内とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。 また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注) 1 開発行為の目的等については以下のとおり取扱うものとする。

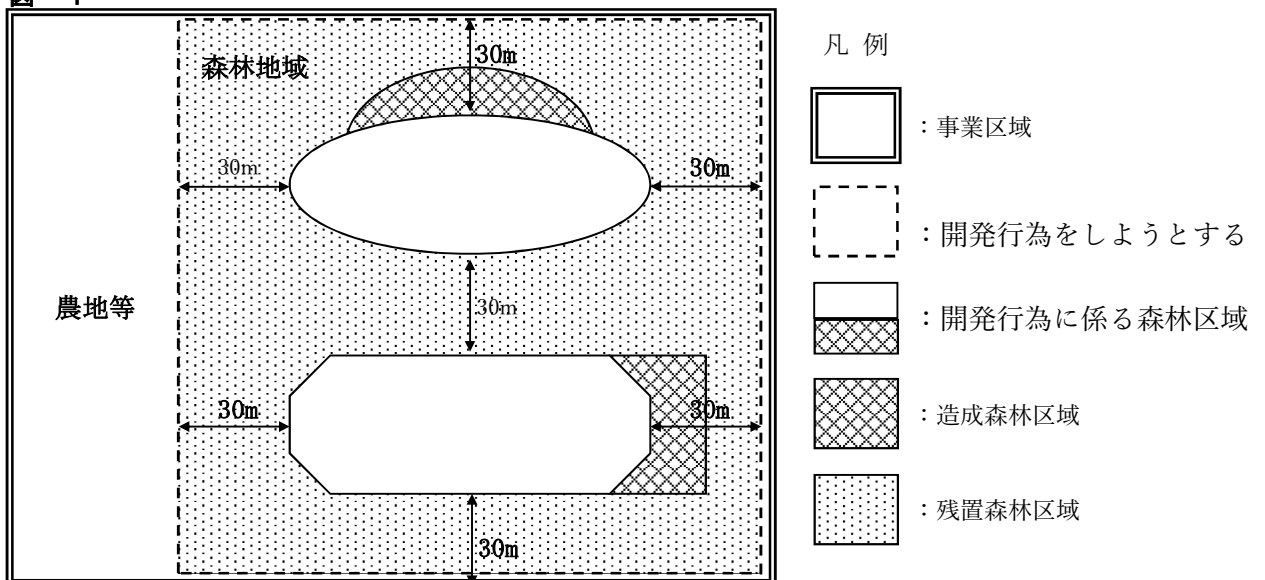
- (1) 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
  - (2) ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。
  - (3) 宿泊施設とは、ホテル、旅館、ペンション、保養等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。
  - (4) レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
  - (5) 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
  - (6) 学校教育施設、病院、産業廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。
- 2 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね30メートルの残置森林等を配置するものとする。

- 3 工場・事業場及びレジャー施設の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね20ヘクタール以下、おおむね5ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ20ヘクタール、5ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 4 スキー場の「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- 5 工場、事業場及び住宅団地の「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 6 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 7 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。森林率は、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、上記のように成林の見込みのないものは対象としないものとする。

ただし、住宅団地の造成の場合には、これらの土地について緑地として取り扱って差し支えない。

図-1



イ 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表10を標準として均等に分布するよう植栽するものとする。

なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

また、1メートル未満の樹木を使用する場合はあらかじめ協議するものとする。

表 10

植栽 樹高	植栽本数 (ha 当り)	植栽間隔 (均一の場合)
1m	2,000 本	約 2m20cm
2m	1,500 本	約 2m50cm
3m	1,000 本	約 3m10cm

ウ 道路の新設、改築又は畑地、草地の造成の場合であつて、その土地利用上の実態から見て森林を残置し又は造成することが不適當であると認められる場合は、残置森林又は造成森林の配置が行われないこととして差し支えない。

- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は、必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

なお、「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。

また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

- (3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

なお、特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について、景観の維持上問題を生じることのないよう開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき適切な配慮がされていること。

- (4) 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めること。

また、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とし、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について、また、残置し又は造成した森林の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、必要に応じて残置森林等の保全又は形成に資する関係制度の活用についても検討するものとする。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って許可を行うものとする。

なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記すること。

### 第3 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、「第1 一般的事項」及び「第2 技術的基準」によるほか、次の事項によるものとする。

#### 1 事業終了後の措置

太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該許可を行う際に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることについて、申請者に指導するとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むことを申請者に対して促すこと。

以上の措置は、太陽光発電設備に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域を地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮して行うこと。

#### 2 災害を発生させるおそれに関する事項

##### 1 自然斜面への設置について

太陽光発電施設の開発行為が、原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

##### 2 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特徴を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

###### (1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、表11のと



おり、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を 0.9 から 1.0 までとする。

面積は加重平均したものを採用すること。

表 11

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
	(山岳地)	(丘陵地)	(平坦地)
太陽光パネル設置箇所	1.0	0.9~1.0	0.9

(2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造については、第 2 の(6)のイの規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。

また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

3 残置森林又は森林率について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、表 12 のとおりとする。

表 12

開発行為の目的	残置森林率又は森林率	森 林 の 配 置 等
工場、事業場の設置（太陽光発電設備の設置）	森林率はおおむね 25 パーセント（残置森林率はおおむね 15 パーセント）以上とする。	<p>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合には原則として周辺部におおむね幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

なお、4 環境の保全において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、当該林地開発許可を審査する際、

林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とするよう、申請者に併せて指導すること。

#### 4 その他配慮事項

このほか、次に掲げる事項について配慮することとする。

##### 1 住民説明会の実施等について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、以上の取組の実施状況について確認すること。

##### 2 景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

このため、当該林地開発許可の審査に当たり、必要に応じて、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮した施行に努めるよう申請者に促すこと。

##### 3 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律（平成25年法律第81号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。

このため、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発に係る許可申請の相談があった際には、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう、必要に応じて申請者に促すこと。